

## 近代日本における電気事業の再編成と都市体系の変遷 (1)

阿部 和 俊\*

## I 序

筆者はこれまでの都市の経済的中枢管理機能を中心とした研究から、わが国の都市研究において1920年代後半から1930年代という時期が非常に重要であると考えられるようになった。たとえば、この機能の集積から都市をみると、この時期に東京、大阪のより一層の成長はもちろんのこと、現在、広域中心都市と呼ばれている諸都市の成長や各県における県庁所在都市の台頭<sup>1)</sup>を指摘でき、この機能の都心立地を考察した結果、東京、大阪、名古屋の三大都市においては、現在の都心地区にこの機能が集中してきたことが指摘できた。こういったことからこの頃の変化が現在のわが国の都市体系の枠組の重要な基本になっているのではないかと推測するようになった。

これまでの研究では、経済的中枢管理機能として把握される高次な都市機能を一括してとり扱い、主に各都市ごとにその集積の大小や機能の影響範囲を論じてきた。それによって都市におけるこの機能の概要をおさえることはできたが、細かい検討は未だ不十分であったことはいなめない。多様なこの機能を一括して論ずることには当然限界があり、各業種についての詳細な検討が必要である。

上記のような問題意識の下に、先の拙論では業種ごとの分析のはじめとして、銀行をとりあげ、その支店網の変遷を論じた。とくに、数次にわた

って繰り返された銀行合同が空間的にどのような意味をもっていたのかという点を中心に分析を行った。その結果、重要な結論の一つとして、銀行合同によって再編成された支店網は各県、各地域のより重要な都市、とくに県庁所在都市を中心にまとめられていったことを指摘できた。その背景として、政府の意図があり、それと一体となった県当局の行政指導力の増大、県内の他都市と比較して県庁所在都市が強い経済的な力を蓄積するようになっていたことなどを指摘した。<sup>3)</sup>

この拙論では銀行支店網に続き、電灯電力の供給区域の問題をとりあげることにする。わが国の電気事業は明治時代に始まったが、初期の頃は規模も小さく、ささやかなものであった。それが産業の進展、市民生活の向上にともなって、次第に重要な位置を占めるようになった。それにつれて電力・電灯供給会社の数も増加し、電灯は全国に普及していくが、合併や事業譲渡の繰り返しでやがては少数の企業のみが生き残ることになる。一方、電気というものの重要性から次第に国の政策が企業の存亡・経営に大きくかかわるようになり、とくに企業の統廃合における指導性の強化は著しいものがあつた。この点において、先に分析した銀行と斯業はきわめて類似している。

そこで、銀行の場合と同様、斯業において繰り返された企業合同が空間的にどのような意味をもっていたのかという点を中心に分析を行いたい。社会的経済的状况や国の政策が企業の合同に影響を与えている以上、筆者の関心はこれらと企業合

\* 愛知教育大学地理学教室

同の関係に、そしてそれが行われる舞台となる都市の分析に最終的には到達する。

第二次世界大戦前わが国の電気事業は、後述するように民営によって始められたが、1942年の配電会社の設立によって官営になる。配電会社は9社つくられるが、この9配電会社が第二次世界大戦後から今日に至る9つの電力会社の基礎になっていることはいうまでもない。

9つの配電会社にまとめられる前にわが国の電気事業はなお多数を数えた。しかし、その実態は少数の大規模事業者と多数の小規模事業者の併存であった。少数の大規模事業者は国家統制の強くなる以前から弱小の事業者を統合吸収していた。そこには指導統制とまではいなくても、懲憑という言葉で表現される国の意志が大きく働いていた。そういったことが9つの配電会社が成立する客観的素地になっていたともいえる。つまり、すでに有力事業者（それは多くが各地の有力都市に本拠をおいていた）にまとめられていたということが電力の国家管理の容易な達成を可能にすることになったとも考えられるからである。

企業合同と具体的な供給区域の変遷をみることによって、各地のより重要な都市への機能の集中の過程を描きたいと考える。とりわけ、この点における県庁所在都市の果たした役割と、同時に各地方単位で考えた場合、その地方の中心都市の重要さの増大という点にポイントをおいてみたい。

## II 資料、対象年次ならびに分析の手順

作業の基礎資料としては通信省電気局編による『電気事業要覧』を用いた。この要覧は1907年版として第1回が刊行され、以後毎年1回刊行されて1943年版まで続いた。当時の電気事業一般ならびに電力・電灯会社の状況を知るには最も信頼のおける資料であろうと思われる。

研究対象期間は斯業の発生から国策によって成

立した9配電会社の設立までを対象とするが、主として1911年、1925年、1936年、1942年を分析する。この4年次をとりあげたのは次のような理由による。1925年は増加を続けたわが国の一般供給電気事業者の数が最高になった頃であり、全国的にも電灯がほぼ普及した時期といえる。1936年は企業合同によって企業数が次第に減少し、政府の主導による国家管理案が具体的に登場する年であり、国の懲憑に基づいて民間の自主統合がさかんに行われた時期の一つである。

1942年は配電会社の設立された時期である。1925年以前については、余りに早い時期ではきわめてわずかの企業数とその供給区域しか存在しないので、他の資料とのかねあひも考慮して1911年をとりあげた。

対象地域は日本全国である。具体的な作業としては第一に各都市の各年次の電灯電力供給区域の把握を行う。電力会社が本社をおいている都市を中心に供給区域を整理する。次に、中国地方を例として企業合同の過程を整理し、供給区域の変遷と企業合同の過程を関連させて考察する。さらに、一連の変化に影響を与えた国の政策を整理し、これが空間的な秩序にいかん作用したかを検討する。そして、こうした動きの舞台となる都市の台頭してくる要因を考察する。

当時の電気事業者としては、一般供給を行うものと電気鉄道を経営するものとその両方を行うものに三分される。さらに電気事業に電気を供給する事業者（特供）が1933年から登場するが、本論では鉄道事業のみという場合と特供は分析の対象からはずし、電灯電力の供給を行っていた事業者を対象とする。なお、台湾、朝鮮など、戦前の植民地は分析の対象から除外した。

## III 第二次世界大戦前の電気事業の概要

わが国において電気事業を初めて行った会社は

東京電灯株式会社（本社は東京銀座）であった。1886年7月ことである。これ以後、大阪、神戸、京都、名古屋、横浜において次々と電灯会社が開業し、日清戦争の頃にはその他の地方都市においても電気事業が営まれるようになった。しかし、この当時の電気料金は他の物価と比べて比較的高価であったため、電灯会社は設立されたものの、一般家庭への電灯の普及率は低く、電灯は一般市民には贅沢品であった。

しかし、わが国の産業の進展と市民生活の向上によって、電気事業は着実に伸び、エネルギーとしてのその重要性もあいまって次第に主要な産業部門となっていく。また、幾度かにわたる新型発電機の購入や送電などの技術革新が増大する需要に対応することを可能にしたのである。

発電力と電灯需要家数の推移を指標として産業の発展をみてみよう。図1は両者の推移を示したものである。前者は1903年を1とし、後者は1907年を1とする指数によって示されている。

発電力は1910～1911年にかけて一度マイナスを記録する他は順調に伸び続け、とくに1920年代に入ってからその伸び率が大きくなっていることが

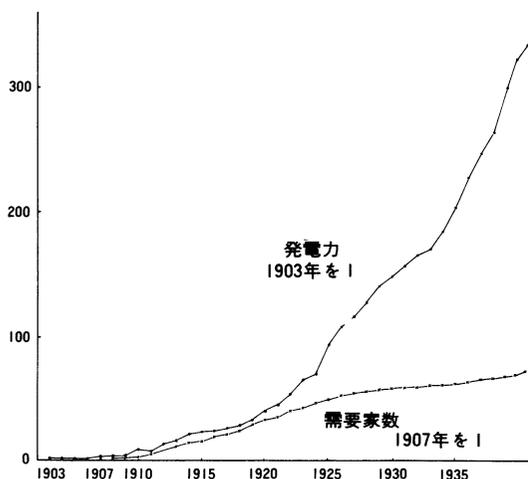


図1 発電力と需要家数の推移  
資料：電力百年史（政経社）

わかる。電力は民生用だけでなく産業用に資するところが大きいので、1920年代に入ってから発電量の伸びは工業の発展とも大きく関係していると思われる。

電灯需要家数は1910年代に入ってから大きく増加しはじめ、1920年代後半にその増加率はゆるやかになりはじめる。ほぼ全国的に電灯が普及したことを示している。これらのことからわが国の電気事業は発生以来比較的短期間の間に急速にかつ順調に成長してきたといえる。

図2はわが国における電気事業者の推移を示したものである。この小論においては電気供給区域の変遷の検討を目的の一つとしているため、電気鉄道のみ経営の特供会社は考察の対象としない

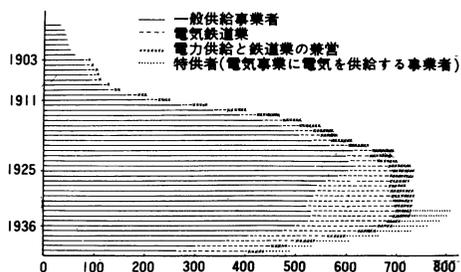


図2 電気事業者数の推移  
資料：電力百年史

が、電気事業全般の推移を理解しておくためにこれらをも含めて提示しておこう。

電気事業者の数は1920年代後半にやゝ停滞するものの、1933年までほぼ一貫して増加を続けている。1933年に818で最も多くなり、1934年、1935年とわずかに減少した。1933年まで増加を続けているとはいうものの、増加をしているのは1924年から飛躍的に増加している電気鉄道と同じく1933年から出現している特供会社であり、一般供給者の数が増加するのは1924年までである。一般供給者は1924年から以後12年の間に104の減少をみている。この間に企業合同、事業譲渡が盛んに行われたことをうかがわせる。もっとも企業合同、事

業譲渡はわが国において斯業が開始されて以来くり返し行われていたが、1924年まではそれらによって減少する数よりも新規開業の数の方が上回っていたわけである。しかし、1924年以後は企業合同、事業譲渡が一段と激しくなり、ついに絶対数の減少を示すようになった。それでも1936年には一般供給者は501にもものぼっており、全国に相当数存在していたといえる。後述するようにわが国の電気事業は政府によって1942年に一気にまとめられるが、1941年には一般供給だけでも250余の事業者がまだ存在していたことを考えると、その統合のすさまじさは既に報告した銀行の場合をはるかに上回るといえよう。わが国における第二次世界大戦までの電気事業は概略上述のようにまとめられる。

#### IV 電灯電力供給区域の変遷

各電灯会社は独自の営業区域をもっている。一つの都市に複数の電灯会社が本社をおいている場合には、その都市の電灯電力供給区域は会社の数だけ存在することになる。ここではそれを総合してその都市の供給区域と考える。また、企業活動を重視するという考えから、供給区域と本社所在地が分離している場合には、本社所在都市の供給区域としてそこを処理する。

1911, 1925, 1936, 1942年における供給区域の状況を検討する。しかし、1911年時点においては電灯電力の供給とはいっても、それはきわめて限られた範囲にしかなされてはいなかった。前章でみたように電灯そのものの普及がまだ低かったからである。図2によれば電気事業者総数はすでに248を数えるものの、個々の事業者の電力供給区域は狭いものでしかない。この年については日本全国の状況を示すのはさほど意味あるものとは思えないので、後述の企業合同の段とも関係する中国地方の状況だけを示し検討しよう。

1911年には中国地方5県において21の一般電気供給事業者を数えたが、電灯電力を供給されていた区域は市町村数でいえば107であった。その状況を図示したものが図3である。上述のように、一つの都市に複数の電力会社が本社をおいている場合には、その合成した供給区域が示されている。

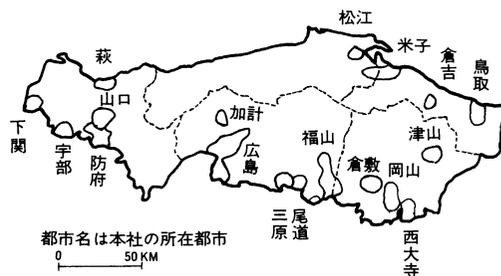


図3 1911年における中国地方の供給区域

図を一見してわかることは当時の有力な都市によって供給区域が構成されているが、供給区域の範囲は狭く、本社所在都市とその周辺にわずかに広がっているにすぎないということである。したがって供給区域は連続しておらず、散在的である。この当時中国地方最大の電灯会社であった広島電灯は1893年開業で1910年には総資本金が130万円にも達していたが、その供給区域はもっぱら広島市内であって、この頃からようやく隣接市町村に進出しはじめたのである。

次に1925年の状況を検討しよう。この頃になると電気事業の発展は著しく、一般供給だけでも全国で605の事業者数を数えた。1911年の場合と同様の方法で全国の供給区域を描いたものが図4である。1911年(図2)と比べると電灯の普及は著しく北海道の一部に無灯火地域が広く残っているが、ほぼ全国的に電灯電力は供給されるようになって<sup>5)</sup>いるといえる。しかし、図をみてわかるように様相は一様ではなく、地域による差異は大きい。北海道、東北、中国、四国、九州の各地方においては供給区域が比較的広いのに対して、東北地方南

部から近畿地方にかけては中小の供給区域が存在している。これは地方ごとの自然条件の違いや地方によって企業の合同に遅速があったからである。この時期は全国的に事業者数は増加をしていたが、一方において合同がすでに始まってもいた。しかし、その速度は一様ではなく、すでに有力都市によるまとまりがはっきりみられるところと、そう

でないところの差異を生じさせているわけである。

また、東京と大阪、とくに東京の供給区域として示される地域があちこちに出現していることも注目する必要がある。各地に部分的にみられる東京と大阪の区域として示されているところは企業合同によって東京・大阪に本社をおく企業に吸収され、その供給区域がこの両市のそれに含まれ

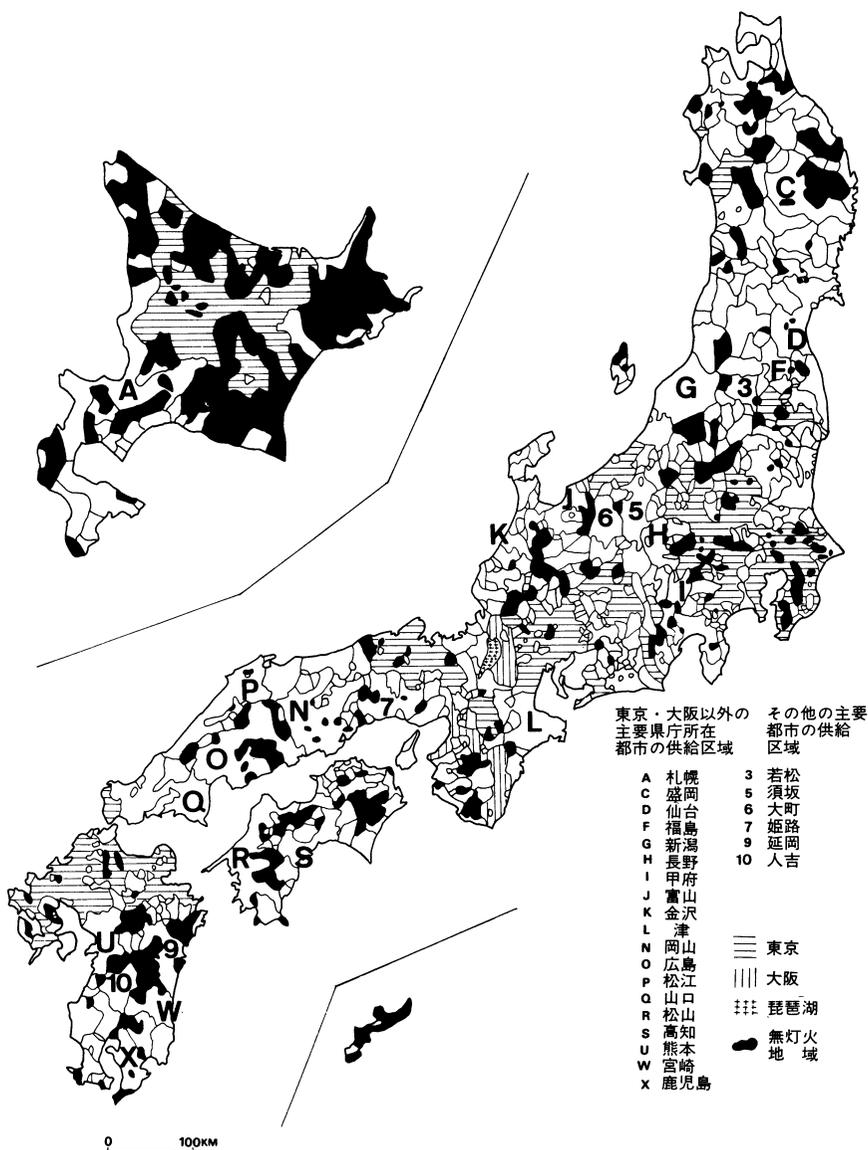


図4 1925年における主要都市の電灯電力供給区域

るようになった事例が多い。各地の事業者を吸収するのは比較的大きなものであり、この両市の有力会社としては、東京電灯、東邦電力、大同電力、(以上東京)日本電力、宇治川電気(以上大阪)があげられる。この5社はこの頃から五大電力と呼ばれ、圧倒的な勢力を誇り激烈な市場獲得競争を展開していた。

続いて1936年の状況を検討しよう(図5)。図2でもわかるように1925年からの11年間の間に電気事業者数はわずかに30社しかふえていない。しかも、一般供給に限っていえば、前述のようにこの11年間に104も減少した。企業合同の進展ぶりをうかがえよう。

1925年の状況と比べれば中小の供給区域が消滅

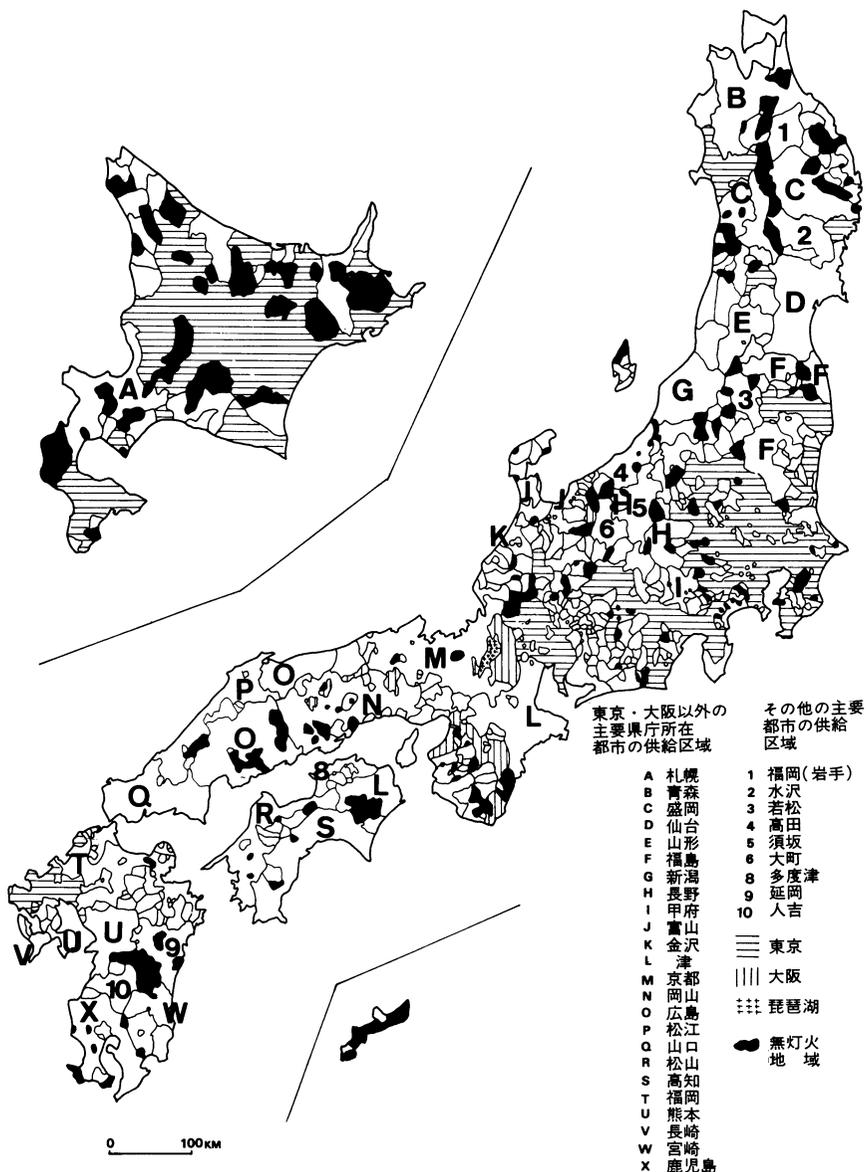


図5 1936年における主要都市の電灯電力供給区域

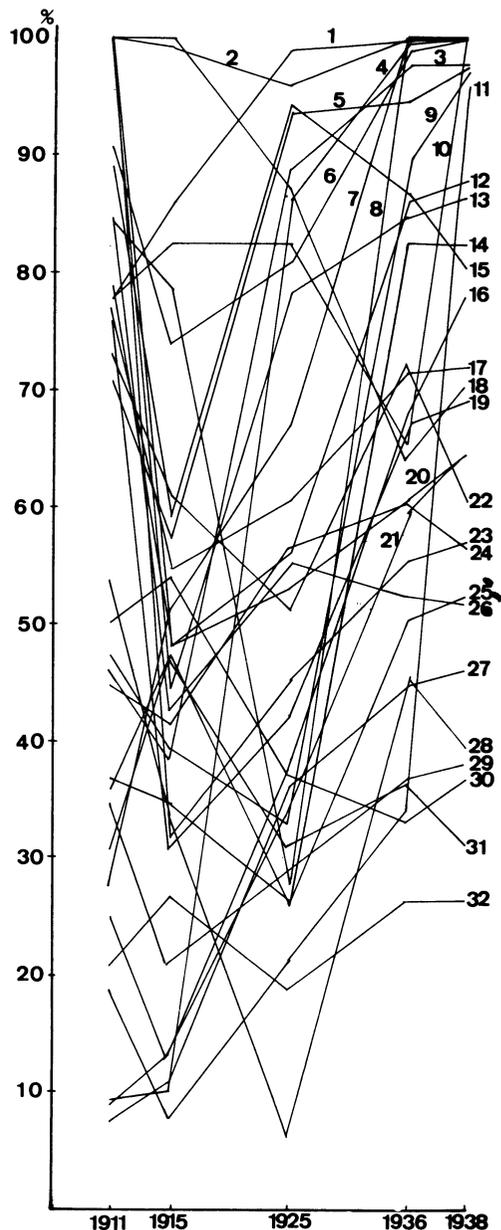
し、整理されたことがわかる。1925年時にすでに比較的大きな供給区域にまとめられていた東北、中国、四国、九州地方では、より一層その傾向が強まり、各地の中心的な都市の供給区域が拡大している。さらに、東北地方と中国地方においてとくに顕著であるが、県庁所在都市の供給区域が拡大していることも注目しておきたい。

1936年においてほぼ県域全体あるいはそれ以上をその供給区域としている県庁所在都市としては、青森、仙台、東京、津、京都、大阪、岡山、松江、広島、山口、松山、高知、鹿児島があげられよう。また、全域とはいえないが、県域の大半を供給区域としている県庁所在都市としては、盛岡、新潟、甲府、福岡、熊本があげられる。さらに大半とはいかなくても、県内で最大の供給区域をもつ県庁所在都市としては札幌、山形、福島、富山、金沢、長崎、宮崎といったところがあげられよう。

このように1936年においては県庁所在都市の供給区域が大きなものとして認められたが、この年に電気事業者の本社がおかれていた36県庁所在都市のうち26都市が県内で最大の供給区域をもっていたのである。残りの10県においても静岡県や福井県のように東京や京都の企業の供給区域となっていてところが多いので、県庁所在都市以外の都市の供給区域の方が広い面積を占めるのは、香川県（多度津）、宮崎県（延岡）、長野県（須坂、大町）ぐらいである。

企業の合同はより大きな企業の成立とその必然的な結果として供給区域の一元化をもたらした。みてきたように県庁所在都市の地位の上昇は著しいものがあったが、県庁所在都市に本社をおく企業規模の推移からそのことをみておこう。

図6は1911、1925、1936、1938年に電気事業者の本社がおかれていた県庁所在都市の事業者の従業者数とその県全体の何%を占めていたかを示したものである。



- |        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1. 京都  | 2. 東京   | 3. 岡山  | 4. 山口   |
| 5. 広島  | 6. 高知   | 7. 仙台  | 8. 徳島   |
| 9. 青森  | 10. 大阪  | 11. 長野 | 12. 鹿児島 |
| 13. 松江 | 14. 鳥取  | 15. 松山 | 16. 札幌  |
| 17. 金沢 | 18. 那覇  | 19. 水戸 | 20. 富山  |
| 21. 静岡 | 22. 名古屋 | 23. 盛岡 | 24. 神戸  |
| 25. 福岡 | 26. 甲府  | 27. 福島 | 28. 宇都宮 |
| 29. 山形 | 30. 新潟  | 31. 宮崎 | 32. 高松  |

図6 県庁所在都市の対県従業者数比率の推移  
資料：電気事業要覧

図6をみると全体的な傾向として次のことがいえる。それは1911年～1915年にかけて多くが比率を低下させ、そして以後また比率を上昇させて、1936年～1938年にかけてはわずかな上昇となっていることである。

1911年段階においては多くの県において電灯電力を供給していた都市は限られており、しかも県庁所在都市の企業は群を抜いて大きい場合が多かったため、このような数値を示したのである。しかし、1915年になると各地で事業者が興り、電灯が普及したこともあって、県庁所在都市の比率は低下する。その後の上昇は企業合同が県庁所在都市の企業を中心に展開されたことを反映している。1938年では32都市中16都市が75%以上の値を示すようになった。

比率の低い都市は県内にライバル都市をかかえている場合か、そのことも含めて企業合同の遅れたところである。前者では多度津、延岡、長岡、高田、小倉が県庁所在都市のライバル都市として指摘できる。後者については福島と山形がこれに該当する。福島と山形も数値は低いとはいえ、次第に増加してはいるので、県内におけるその他位は高くなってきてはいたといえよう。

企業規模の側面からもう少し補足しておこう。1911年においては福井、大津、佐賀、熊本を除く43県庁所在都市に電気事業者の本社がみられたが、従業員規模でみた時に県内最大の事業者を擁していた県庁所在都市は27を数えた。

1915年になるとそれは大津、長崎、熊本、大分を除く43都市中33を数えた。1915年には多くの都市に電気事業者が出現したため県庁所在都市の従業員数の対全県比は低下するが、企業単位で見れば県内の最大事業者を擁する県庁所在都市は増えたわけである。そして、後段で説明をするように、この時期以降激しくなる企業合同において県庁所在都市の企業が中心的な役割を担うことになるのである。

以上のように、いくつかの例外を除いて1930年代の後半においては県庁所在都市の地位が高くなっていったことがこれによってもわかるであろう。

また、1936年においては1925年の時以上に東京の供給区域が拡大している。関東地方に注目すれば、すでに相当に広い範囲が東京の供給区域となっており、後の地方別配電の成立を容易にする素地ができてきたことをうかがわせる。

最後に1942年の状況について述べる。1942年に

表1 9配電会社の本社所在地とその供給区域

配電会社	本社所在地	供給区域
北海道配電	札幌	北海道
東北配電	仙台	宮城・青森・岩手・秋田・山形・福島県ならびに新潟・茨城・栃木・長野県の一部
関東配電	東京	東京府・神奈川・埼玉・千葉県並びに群馬・茨城・栃木・山梨・新潟・静岡県の一部
中部配電	名古屋	愛知県並びに静岡・三重・岐阜・長野・新潟・群馬県の一部
北陸配電	富山	富山・石川県並びに福井県の一部
関西配電	大阪	大阪府・京都府・奈良・滋賀・和歌山県並びに兵庫・三重・岐阜県の一部
中国配電	広島	広島・鳥取・島根・岡山・山口県並びに兵庫・愛媛県の一部
四国配電	新居浜	徳島・香川・高知県並びに愛媛県の一部
九州配電	福岡	熊本・長崎・福岡・大分・佐賀・宮崎・鹿児島・沖縄県

資料：電力百年史

は電気事業はほぼ完全に国家の管理下におかれた。多数の電力会社は発電部門は日本発電株式会社に、配電部門は9つの配電会社にまとめられた。したがって、電力供給区域は配電会社ごとに9つに整理されたが、その状況は図示するまでもないので、配電会社の本社が置かれた都市単位にまとめて表1に示す。この9都市は新居浜を除くと各地方の中心的な都市であり、この時点で地方内の他都市とは比較にならぬ高い地位を示すようになったことはいうまでもない。

以上のことから、①わが国の電力供給区域は当初中心的な都市とその周辺に限られていたこと、②それが電気事業の普及とともに全国は細かい供給区域にわかれたこと、③やがて企業合同の進展によって供給区域の数は減少し、個々の規模は拡大したこと、④企業合同とそれにとまなう供給区域の統合に県庁所在都市の多くが重要な役割を果たしたこと、また配電会社の設立によって、その本社のおかれた各地方の中心的都市の地位が高くなったこと、⑤東京の供給区域として示される範囲が次第に拡大してきたこと、などが指摘できた。

次に供給区域の変遷と関連する企業合同を具体的にとりあげて両者の関係を明確にしていこう。とくに、県庁所在都市の台頭にポイントをおいて記述する。

## V 企業合同の経緯

企業が自主的に合同する理由は次の諸点である。

(i)事業を拡大することによって経営の安定化をはかる——これは合同に対する強い立場の企業にとってであり、被合同企業にとっては何らかの理由で行きづまっていた経営を打開するためであった。(ii)(i)と関係するが、市場が交錯していることによって生じる二重、三重の投資による経営効率の悪化を解消すること、(iii)競争による不利益をさけること——群雄割拠の時代においては需要家の獲得競争は激烈で、そのことは少なからず各企業の経営を圧迫していた。(iv)電源地の確保<sup>8)</sup>などである。具体的な合併に際してはこれらが相互に作用していた。一方、企業の意志とは別の理由も存在した。政府による指導である。これは初期には勧奨という形であったが、次第に強制的になっていった。政府の指導は上記(i)―(iv)の業界自体の理由も考慮に入れてのことであり、その点で両者は表裏一体の関係にあった。国策の与えた影響は次章でとりあげることにして、まずここでは中国地方を対象に企業合同の具体的な例を企業のかかえる要因を軸にしてその背景と都市的視点を関連させてのべていこう。

表2は中国地方5県の事業者数（鉄道専業と特供を除く）の推移である。1911年までは事業者数は一様に増加している。しかし、1921年には広島県において早くも著しい減少をみた。広島県はその後やや増加をするが、1931年になると鳥取県、岡山県で大きく減少し、1936年ではすべての県で減少した。企業合同の進展がうかがえる。

表2 中国地方5県における電気事業者数の推移

	1897	1907	1911	1921	1925	1931	1936	1938
鳥取	0	1	3	10	6	2	1	2
島根	1	1	1	8	8	11	10	9
岡山	1	2	4	16	11	7	6	6
広島	3	4	8	4	6	7	6	6
山口	2	2	5	9	4	4	3	2

\* 一般供給業と鉄道業兼営の合計

資料：電気事業要覧

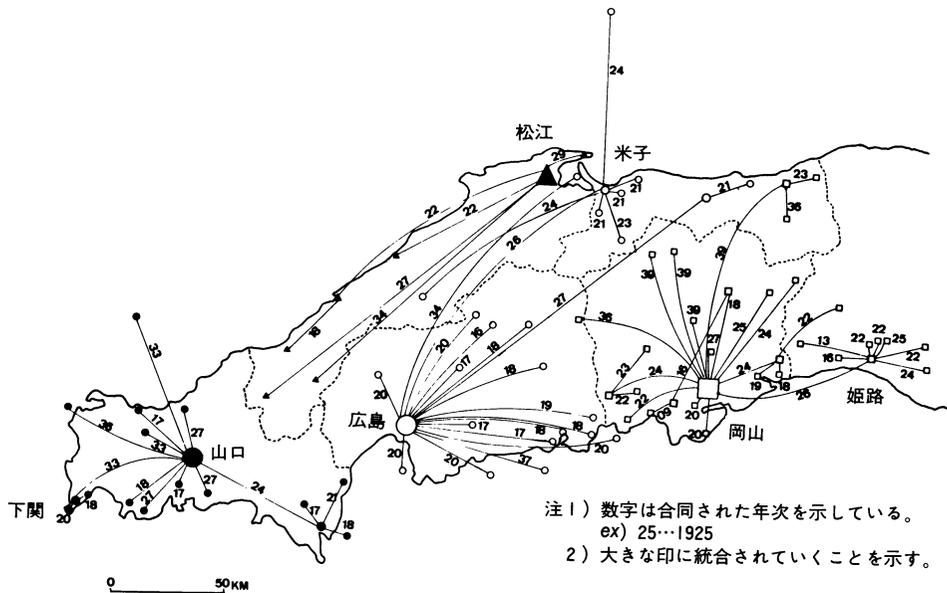


図7 中国地方における企業合同

資料：中国地方電気事業史

図7は中国地方における電気事業者の合同過程を示したものである。この図から中国地方においては企業合同が基本的に県単位で行われたということがわかる。姫路の姫路水力電気が岡山の中国合同電気に合同されているような県域をこえての合同は四、五例しかない。

しかも、鳥取県を除くと企業合同の中心は県庁所在都市である。県庁所在都市に本社をおいていた企業（山口県においては山口県当局）に次第に県内の企業が吸収されたわけである。県庁所在都市に複数の企業がみられた場合もあるが、その場合は各企業がそれぞれの供給区域をもっており、結果として一つの中心都市によって電気の供給が行われていたことになる。図によれば1920年代に合同はほぼ終わってしまい、1930年代後半に完了している。この状態は1942年に中国配電が設立されるまで続いた。

さて、中国地方においては鳥取県を除いてこのようにみごとに県庁所在都市（に本社をおく企業）

への集中がみられたわけだが、以下にその具体的な合同状況を示していこう。記述は多く中国電力株式会社の発行した『中国地方電気事業史』（1974年）によった。

#### (A) 広島県における企業合同

広島県における最古の電気事業者は1894年に創設された広島電灯（設立時資本金6万円）である。「広島電灯は創業以来もっぱら広島市内の電灯供給によって事業を進めてきた」が「他方では供給区域の拡大によって事業を発展させた<sup>9)</sup>。」一方、広島県においては1899年に創立された広島水力電気（同25万円）がもう一つの有力な事業者であった。広島水力電気は1911年に呉電気鉄道と合併して広島呉電力となる。広島電灯と広島呉電力は1921年に合同して広島電気となるが、県の電気事業界における両者の存在はぬきんでており、同県における企業合同は1921年までこの両者を中心に展開された。当時の県内企業の資本金を比較したものが

表3 広島県における企業合同と資本金の推移

年次	広島電灯	広島水力電気	呉電鉄	その他
1894	60			
1899	90	250	300	尾道電燈(50)
1911	1,300	700 (広島呉電力)		三原電気(100) 鞆 電気(50) 三次電気(28)
1921	2,500 (広島電気)			大崎電気(3) 東城水力電気(5)

\*数字は資本金 単位は百万円

資料：中国地方電気事業史

表3である。この表から同県における両者の地位の高さ、影響力の大きさは十分に察しがつくし、両者を中心に企業合同がなされたことも首肯できよう。

1921年に二大企業の合同によって広島電気が設立されたわけだが、両者は長年のライバルで激しい競争をくり返していた。両者の場合合同の最大要因はその競争であった。『中国地方電気事業史』には次のように記されている。競争によって「県下の市場は二分され、送電系統の交錯がはなはだしくなって経営の効率を悪化させたが、さらに第一次世界大戦後の戦後恐慌が競争の不利益を倍加し、両社を合併にふみきらせた<sup>10)</sup>」と。

合同によって中国地方でも大手の企業になった同社は1926年には山陰電気（米子）を合同して、鳥取県にまでその供給区域を拡大したのである。

#### (B) 岡山県における企業合同

岡山県における最古の電気事業者は1894年に設立された岡山電灯である。岡山電灯は設立後しばらくの間需要が伸びず、経営は必ずしも順調ではなかったが、また強力な競争相手もながら出現せず、存立を脅かされることもなかった。その供給区域は岡山市とその周辺に限られていた。1920年代に入って山陽中央水電と中国合同電気という

有力企業が登場する。前者は1921年に両備水電と播磨水力電気の合同によって設立したが、関西資本の企業であり、本社を大阪においていた。後者は1926年に中国水力電気と姫路水力電気の合同によって設立された。中国合同電気の合同要因は宇治川電気と山陽中央水電の攻勢に対する合同した2社の対抗であったといわれているが、この合同によって中国合同電気は岡山県最大の電力会社となって他企業を吸収し（本社は岡山）1941年に山陽中央水電との合同によって山陽配電となって消滅する。

企業合同を都市的側面からみてみよう。中国合同電気の前身の一つは中国水力電気である。その中国水力電気は1916年に津山電気（本社：津山）と倉敷電灯（本社：倉敷）の合同によって設立した備作電気がその前身である。

津山電気の主たる供給区域は津山町を中心とする県北部であり、倉敷電灯の主たる供給区域は倉敷を中心とする県南部一帯であった。両者の合同理由は県南部の工業地帯への電力供給と県北部の豊富な水力資源を有機的に結びつけること<sup>11)</sup>にあった。ここで重要なことはこの新会社の本社は当初は津山であったが、やがて岡山におかれたことである。合同後もながら岡山には電灯電力を供給しておらず、新会社の主たる供給区域は旧来からの県南部と県北部に分かれていたののである。中国水力電気となってからも吸収を続けて成長していくが、その当初から本社は主たる供給区域ではないにもかかわらず岡山におかれたのである。岡山の都市的魅力がそうさせたと思われるが、この大きな理由の一つに県知事の権限があげられよう。詳しくは後述するとして、県庁所在都市の台頭の例として指摘しておきたい。

#### (C) 鳥取県における企業合同

鳥取県における電気事業の嚆矢は1907年に営業

を開始した鳥取電灯である。以後、いくつかの企業が営業を開始するが、1920年代から他県の企業による県内企業の合同が相次ぎ、1939年には中国配電への統合をまたずに同県からすべての地元電気事業者が消滅してしまった。1926年、1927年には山陰電気（本社：米子）と倉吉電気（本社：倉吉）が広島電気に、1939年には鳥取電灯が中国合同電気に合同（事実上はすでに1927年には支配下にあった）されたのである。この他にも山陽水力電気、因幡水力電気という有力2社が存在していたが、ともに元来大阪の大企業日本電力の子会社であったことから、1938年には同社へ併合されてしまい、鳥取県はこの時以後外来3社によって電灯電力は分割供給されるようになった。

山陰電気は1926年に広島電気に合同されたが、この合同における広島電気側のメリットは「山陰地方進出の宿願をはたしたことであり、鳥取・島根両県を全面的・統一的に支配しようという事業拡張計画実現のための拠点を確保したことであった。」<sup>12)</sup>

一方、中国合同電気と鳥取電気の合同を後者の立場からみてみよう。鳥取電気は大正時代に需要家の増大などで大きく成長するが、昭和に入ると急に成長が衰える。『中国地方電気事業史』には「昭和期になると電灯はほぼ普及しつつし、需要増大のテンポは鈍化する。したがって、未点灯部落を大幅に解消するか、もしくは合同によって供給区域を拡大しないかぎり、一電気事業の電灯需要が横ばいで推移するのはとうぜんである。しかし、鳥取電灯の場合、減少という事態をふくめて、とくに停滞がめだっているのは、県勢そのものにも原因があったと思われる。（中略）いわゆる第一次産業のウエイトが高く、県民の所得水準が相対的に低く、とくに昭和5年からの農村恐慌の打撃が深刻であったことも、無関係ではなかったと考えられる。」<sup>13)</sup>とある。景気の変動によって経営が不振

に陥り、別の有力な企業に吸収される典型であると思われる。

#### (D) 島根県における企業合同

島根県における電気事業の嚆矢は1895年に設立された松江電灯である。1910年代まで他企業の設立はみられず、1912年になって浜田電気（本社：浜田）出雲電気（本社：大阪）隠岐電灯（本社：西郷）が営業を開始した。出雲電気は大阪資本であったが、1917年に松江電灯と対等合同を行い、新出雲電気が設立され本社は松江（旧松江電灯本社）におかれた。この合同は山陰電気の攻勢に押されていた松江電灯の呼びかけによるところが大であったと指摘されているが、松江電灯側にとっても合同のメリットは大きく、『中国地方電気事業史』には「出雲電気の水力発電設備を活用して動力の調整がはかられること、つぎに大森鉱山をはじめ石見地区への不便な送電線路を改善できること、さらに企業規模の拡大で島根県における中軸電気事業の地位を確立し、山陰電気の攻勢に対抗しうること、などがそれであった。」<sup>14)</sup>と記載されている。このことは既述した合同のメリットと基本的に一致している。

この合同によって島根県の最大電気事業者となった新出雲電気は益田電気（本社：益田）をはじめ、以後島根県内の事業者の吸収を重ねて、1924年には県内に並ぶものなき存在となった。この当時、同県には島根電力ほかいくつかの電気事業者が存在したが、資本金規模と供給区域の広さといい、新出雲電気の比ではない。

#### (E) 山口県における企業合同

中国配電が設立されるまで、山口県において電気事業の中軸をなしていたのは山口県当局であった。この点、これまで記述した諸県とは著しく異なる。山口県営電気は1924年にその当時同県にお

ける有力会社であった山陽電気（主たる供給区域は吉敷郡、阿武郡、美祢郡）、宇部電気（同、宇部市とその周辺）、中外電気（同、山口県東部）の3事業者を県が買収して発足したものである。

当時、山口県においては県内有数の電源地であった錦川をめぐって、水利権の出願が続出していたが、山口県においては1920年に「低廉な電力を供給して県内産業の発展をはかるべく」<sup>15)</sup> 県がみずから開発することを県議会で決定した。さらに、1924年に県会議長名で県によって県下の電気事業を統一する旨意見書を県知事に提案して、電気事業の公営化を具体化することが進んだ。知事は県内事業者と交渉を進めたが、上述の大手3社が買収に賛意を示し、1924年にこれら旧3社の事業いっさいを継承して山口県営電気が発足している。

山口県営電気は発足以後県内の電気事業者の吸収を進め、1933年には東邦電力下関支店の供給区域を譲り受け、ほぼ全県域を供給区域におさめた。このように山口県における電気事業は1924年から中国配電の設立まで、県営が大きな部分をしめた。そして、県の役割が大きかったのが当然でもあるが、その事務所は県庁内の内務部電気局におかれていた。

中国地方各県における企業合同は上述のようなプロセスを経て、1930年代には他地方にさきがけてほぼ県単位の整理統合を終了した。このように地方的なまとまりがすみやかにおこなわれたのは中国地方が「中央の五大電力の蚕食をうけることが相対的に少なかった」<sup>16)</sup> ことが一因であると指摘されている。

1930年代後半になって配電会社の設立案が提唱されてからは、業界をあげての反対運動が展開されるが、中国地方全体としては反対運動は低調で、大筋として国策への協力に終始した模様である。<sup>17)</sup>

1942年に設立した中国配電は本店を広島におき、

資本金1億7000万円で発足する。供給区域は中国地方5県のほか、兵庫と愛媛県の一部にも及び、広島、岡山、姫路、鳥取、松江、山口に支店が設置され、神戸と東京に事務所がおかれた。

#### 注

1) 拙論(1975)：経済的中枢管理機能による日本主要都市の管理領域の変遷——広域中心都市の成立を含めて——地理評vol. 48 108～127

拙論(1977)：民間大企業の本社、支所からみた経済的中枢管理機能の集積について  
地理評vol. 50 362～369

2) 拙論(1976)：経済的中枢管理機能の都心立地の史的考察——東京・大阪・名古屋市を例として——経済地理学年報vol. 22 20～38

3) 拙論(1980)：1896——1940年におけるわが国の銀行支店網について 経済地理学年報vol. 26 78～91

拙論(1981)：近代日本における銀行支店網の展開  
経済地理学年報vol. 27 21～39

4) 設立の出願は1882年3月18日。許可を受けたのは1883年2月15日。開業が1886年7月5日で供給の開始は1887年11月29日である。

5) 電気事業要覧には供給区域が市町村単位で記載されている。市町村域の一部についてのみ供給というときもその旨示されてはいるものの、山間部など余り需要者がいないと思われる所も供給区域として示されることになるので、やむをえないことだが実際よりは広い範囲が供給区域として図示されていることになる。なお、それほど数が多いわけではないが、飛び地的に供給区域をもっていた都市もあり、図中の区域の数が必ずしも電力会社が本社をおいていた都市の数を示すわけではない。

6) 図5をみると津の供給区域が、都市規模に比して（たとえば1935年の津市人口は65,971人、ちなみに東京市は587万人強）ふつり合いともいえるほどに大きいことが目につく。これは同市に合同電気という大企業が本社をおいていたからである。合同電気は

その前身を三重合同電気（1922年に地元3社の合同により設立）というが、この三重合同電気は設立以後吸収を重ね（1922年～1932年の間に18社を合併または営業区域を譲り受ける）で拡大する。とくに、1930年に東邦電力の奈良支店ならびに四日市支店管内と京阪電気鉄道の和歌山支店管内の事業を譲りうけたことが大きかった。

しかし、同社は1937年に東邦電力に合同されて消滅する。同時に津の供給区域も消滅するのである。東邦電力史編集委員会編『東邦電力史』（1962）pp. 230～258

7) 東京市に本社をおいていた企業の数についてふれておこう。1911年にはわずかに8社でしかなかったが、1915年には28社となり、1925年には33社となった。しかも1936年には一挙に69社に増えた（25の特供会社を含む）。1938年には70社（同 28）であるから、1926～1936年の10年間における増加の大きかったことがわかる。特供会社の多くが本社を東京に置いた例が多々あったこともさることながら、一般供給会社も営業区域は地方に、本社は東京にというケースがこの頃より急増した。

8) たとえば、次のような記述がみられる前掲注6)の三重合同電気に対する東邦電力の奈良支店と四日市支店管内の事業譲渡は三重合同側にとっては従来不十分であった電源に関して「確乎たる電源を保持

し得られ」たことになり、東邦電力側にとっては「余剰電力の販売に好都合であるのみならず、旧来のごとく各社各自に設備を多くする必要なく、その間に調節共用を行い得る便がありますから奈良・四日市両支店供給区域を有っているよりも、なお多くの利益を挙げ得ることに成るのであります。」というものであった。前掲『東邦電力史』（P. 231～232）

9) 中国地方電気事業史 P. 37

10) 同上 P. 121

11) 「……県南部地方における工業は紡績、織物燃糸、製粉、肥料等の諸生産事業があつて逐年発展をつづけ、漸次電力の需要が増進の趨勢にあり、これに順応して供給の万全を期するため、倉敷電灯当事者は県北部山陰の国境に接近する地方が地勢傾斜して水力発電の地点に富んでいるのに着眼して、水力発電をもつて常用し、南部地方に送電し、既設の火力発電所を予備として利用し、大いに県下の工業界に貢献せんとする目的をもつて両社の合併を策した。」

（中国水力電気『会社沿革』）同上pp. 207～208

12) 同上 P. 139

13) 同上 P. 155

14) 同上 P. 167

15) 同上 P. 239

16) 同上 P. 288

17) 同上 P. 287